

ヨンロク情報

国道
46
ROUTE

令和2年9月4日発行
～第46号～

岩手河川国道事務所



盛岡西国道維持出張所

☎019-687-5888

特殊車両指導取締を実施しました

8月25日(火)、盛岡西警察署のご協力のもと、橋場チェーン着脱場(雫石町橋場字坂本)にて今年度2回目の特殊車両指導取締を実施しました。今回は7台を調査、特殊車両が道路を走行するために必要な**許可証**を取得していなかった1台を指導いたしました。**無許可や許可内容違反の車両が走行**することにより、**橋梁や舗装の寿命を縮め**たり、時には**重大な事故を引き起こす**ことがあるため、違反車両の指導・取締を定期的に行っています。

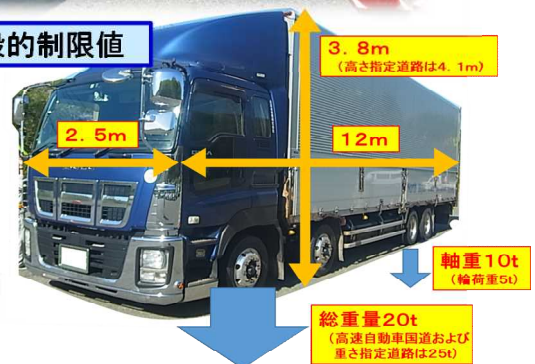


掲載の写真は作業風景をお知らせするものであり、違反車両との関連はありません。

特殊な車両とは？

車両の構造が特殊である車両、輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかが**一般的制限値**を越える車両を『特殊な車両』と言い、この車両が道路を通行するには『**特殊車両通行許可**』が必要です。

一般的制限値



損傷(鋼材破断)の実例(国道23号木曾川大橋)



過積載車両による道路構造物に及ぼす影響

過積載車両が与える影響は

橋梁の場合『**基準超過分の1.2乗に比例**』する

舗装の場合『**基準超過分の4乗に比例**』する

とされています。

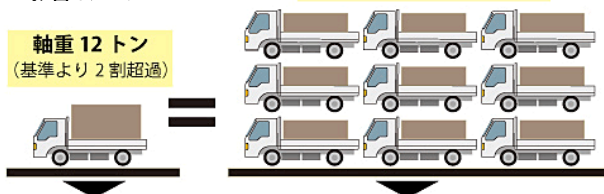
例えば、『**軸重(一對の車輪に掛かる荷重)10tの基準**』よりも2t超過した場合、橋梁に対しては約9台分、舗装に対しては約2台分の荷重が蓄積されることになります。(2倍の荷重になると、なんと4,100倍！)

橋梁への影響

超過割合	軸重	影響	超過割合	軸重	影響
2割超過	1.2 [^] 12	9倍	2割超過	1.2 [^] 4	2倍
5割超過	1.5 [^] 12	130倍	5割超過	1.5 [^] 4	5倍
10割超過	2.0 [^] 12	4,100倍	10割超過	2.0 [^] 4	16倍

舗装への影響

橋梁への影響イメージ



取締りをしていると、許可証等を携帯していなかったり、許可された運行経路を走行していなかったり、荷物が有る場合は許可どおりにしているものの荷物が無い場合は許可条件を守っていないなど、**運転手さんの認識不足**が見受けられます。**事業主さんの適切な指導**をお願いします。

盛岡西国道維持出張所は【一般国道46号】盛岡市津志田～雫石町橋場および西バイパスを管理しています。